

令和8年1月13日

石川県危機管理部危機対策課
 担当者：課長 谷内 勇人
 内 線：4280
 外 線：076-225-1480

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和6年奥能登豪雨に係る長期避難世帯について、輪島市から申立てのあった2地域、10世帯を、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定した。

市町	地域	世帯数	認定日	認定理由	(参考) 避難指示
輪島市	美谷町	5	R8.1.13	道路、電気、水道に深刻な被害が生じており、復旧が困難であり、居住不能状態の解消に長期の日数（3～4年）を要するため	発令なし
	打越町	5			
小計	2地域	10世帯			

（現在の長期避難世帯の認定状況） 5市町、32地域、276世帯

（注）長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる。

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上）	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②半壊であっても解体する世帯		補修	100 万円	200 万円
③長期避難世帯		賃借	50 万円	150 万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

※ 賃借は公営住宅を除く。